

見本

離婚届

令和 年 月 日 届出

青森県十和田市長 殿

閉庁時(土日祝祭日等)に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。不備な点がある場合は再来庁が必要となります。

夫印	(よみかた) 夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子
朱欄部削除	生年月日 昭和 51 年 6 月 23 日	昭和 54 年 10 月 5 日
妻印	住 所 青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号	青森県十和田市大字三本木字稲吉 1 番地
世帯主の氏名	十和田 金次郎	三本木 市朗
離婚届では住所変更ができません。変更が必要な方は、住み始めてから14日以内(土日以外の日)に市民課へ!	離婚届では住所変更ができません。変更が必要な方は、住み始めてから14日以内(土日以外の日)に市民課へ!	
婚姻前の氏名	夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子
離婚の種類	協議離婚	
婚姻前の氏名	夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子
未成年の子の氏名	十和田 太郎	十和田 花子
同居の期間	3 年 3 月 3 日 から 24 年 7 月 7 日まで	
別居する前の住所	青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と		
夫妻の職業	夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子
事件簿番号		
住所を定めた年月日		
電話	090(8888) 1111	
自宅・勤務先		

修正テープ、修正液は使わないでください。

夫、妻であった方の自署をお願いします。

婚姻したときに氏を変えた方はいずれかに☑を入れてください。離婚しても氏をもどさない場合は、この欄に記入しないで別紙「離婚の際に称していた氏を称する届」の用紙を提出してください。

未成年の子がいる場合は夫婦協議の上、夫側か妻側に記入が必要です。

いずれかにチェックをお願いします。

提出前の取り決め事項
1・婚姻前の氏にもどる者の本籍と氏
2・未成年の子供がいれば親権者

印鑑登録について
氏で印鑑登録している方が、氏が変わると自動的に登録が抹消となります。必要な場合は、新しい印鑑で登録し直してください。(登録手数料無料)

離婚届に必要な書類など(主なもの)

- ①本人確認ができる免許証など(裏面参照)
 - ②十和田市に住所を変更する方は、前住所地からの転出証明書。
 - ③資格確認書、個人番号カード(通知カード)、印鑑登録証など。
- ※戸籍謄本の添付は不要です。
※押印は任意

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	大深内 次郎 印
生 年 月 日	昭和 51 年 6 月 2 日
住 所	青森県十和田市西十二番町6番地1
籍	青森県十和田市西十二番町 6 番地 番

2人必要です。成人の方ならどなたでも結構ですが、必ず証人ご本人に記入してもらってください。

裏面もご覧ください。

婚姻

離婚

養子縁

養子離縁

認知

不受理申出

上記の戸籍届書を持参した方の本人確認を行っています。

本人の知らない間に偽造の届が提出され戸籍に不実の記載がされる事件の防止または、戸籍の信頼を確保するために、戸籍届書を持参した方にご本人の確認できる証明書を提示していただくことにしています。

【本人確認の具体的な証明の例】

※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

	1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
証明書の種類	・マイナンバーカード	・写真の貼付のない住民基本台帳カード
	・運転免許証	・船舶保険又は介護保険の被保険者証
	・写真付き住民基本台帳カード	・有効期限内の健康保険証
		・資格確認書
	・旅券(パスポート)	・共済組合員証
	・国又は地方公共団体の期間が発行した身分証明書	・国民年金手帳
	・海技免状	・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書
	・小型船舶操縦免許証	・共済年金又は恩給の証書
	・電気工事士免状	・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑
	・宅地建物取引主任者証	に係る印鑑登録証明書
	・教習資格認定証	※学生証、法人が発行した身分証明書で
	・船員手帳	写真付きのもの
	・戦傷病者手帳	※国又は地方公共団体が発行した資格
	・身体障害者手帳	証明書のうち写真付きのもの(左記に掲
	・療育手帳	る書類を除く。)
	・在留カード又は特別永住者証明書(注)	など
	など	
	(注)平成24年7月9日以降外国人登録	
	証明書は廃止されましたが、一定期間外国	
	人登録証明書が在留カード又は特別永住者	

「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

上記をお持ちでない方でもできますので、窓口にお申し出ください。
本人確認ができなかった届出人に対し届出があったことを郵送でお知らせいたします。
不受理申出については、本人確認ができない場合は、受理できません。
お手数おかけしますが、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

裏面もご覧ください。